平成20年　№32

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

制定理由

委員会の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年５月28日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年５月29日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年規程第34号

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

外国人研究者受入規程（平成９年規程第25号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （受入申請） 第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。 ２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。 (1) 外国人研究者調書 (2) 受入教員の外国人研究者受入れに関する申立書 (3) 在職証明書 (4) 所属機関の推薦書又は許可書 (5) 身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，准教授，講師及び助教以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの） （受入許可） 第５条　学長は，外国人研究者の受入れについて決定し，別紙様式２により申請部局の長に通知する。 ２　学長は，前項の決定に当たり，国際交流委員会の意見を徴することができる。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成20年５月29日から施行し，平成20年４月１日から適用する。	〔省略〕 （受入申請） 第４条　第２条第１号から第５号までに規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，選考の上，当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申請するものとする。 ２　第２条第６号に規定する外国人研究者を受け入れようとする部局の長は，別紙様式１の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて，受入れを希望する日の２月前までに，学長に申請しなければならない。 (1) 外国人研究者調書 (2) 受入教員の外国人研究者受入れに関する申立書 (3) 在職証明書 (4) 所属機関の推薦書又は許可書 (5) 身分に関する証明書（受入予定研究員の職が大学の教授，准教授，講師及び助教以外の場合のみ，その職が大学教員の何に相当するか判断できるもの） （受入許可） 第５条　学長は，外国人研究者の受入れについて決定し，別紙様式２により申請部局の長に通知する。 ２　学長は，前項の決定に当たり，部局長会の意見を徴することができる。 〔省略〕